

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内雰囲気モニタサンプリングラック(A)点検時、除湿器冷却器用ドレン出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋排気ダクトにおいて、サポート1箇所 to 腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
3	1号機	排ガス放射線モニタ活性炭ホールドアップ塔サンプリングラック空気抜き弁(空気作動)において、駆動部より空気漏れが認められたため、当該弁を補修。	D	
4	1号機	原子炉停止余裕検査の準備作業時、制御棒1本(22-51)に引抜きできない事象が確認され、制御棒駆動機構配管に空気の混入が考えられたため、空気抜き後、引抜き操作を実施。	C	
5	1号機	試料採取系原子炉水pHサンプル流量計において、指示不良(ひっかかり)が認められたため、当該流量計を修理。	D	
6	2号機	第1給水加熱器(A)給水出口弁電動弁において、同弁駆動機構部よりグリス漏れが認められたため、対応検討。	D	
7	2号機	原子炉建屋炉心上部監視用ITVの映像不良(画面に揺らぎ)が認められたため、当該ITV設備を点検。(機能に支障なし)	対象外	
8	2号機	復水器連続洗浄装置海水循環運転時、ボール循環ポンプ(C)の封水圧力低により同系統が停止する事象が認められたため、調査及び対応検討。	D	
9	2号機	試料採取系ドライウェル露点温度記録計の指示値不良(ハンチング)が認められたため、当該温度記録計を点検。	D	
10	3号機	換気空調系サービス建屋蒸気発生器の水位制御不良により、安全弁配管から空調ダクトに水が入り、ダクト繋ぎ目及び排気ファン周りに漏えい(純水約8.5リットル)が認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	主タービン発電機リフト油ポンプ(No.9)の出口圧力計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該圧力計を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	1,2号廃棄物 処理設備	高電導度廃液系濃縮器蒸発缶(D)フランジ点検において、ガイドピンに傷をつけてしまったことが認められたため、対応検討。	D	
13	その他	作業管理システムのプログラム改良(機能付加)後の帳票出力において、帳票が出せないことが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353